

第34号議案

和解をすることについて

次のとおり和解をすることについて，地方自治法第96条第1項第12号の規定により，市議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出

芦屋市長 山中 健

記

- 1 相手方 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
社会福祉法人夢工房
- 2 和解の概要
 - (1) 社会福祉法人夢工房が幼保連携型認定こども園の設置運営事業者を辞退したことで芦屋市において代わりとなる認定こども園を設置する等，迷惑をかけたことを陳謝する。
 - (2) 芦屋市と社会福祉法人夢工房との間には，本件に関し，既払金を除き何らの債権債務がないことを相互に確認する。

参 照

和解をすることについて

1 合意書調印に至った経緯

浜風幼稚園跡地において、平成29年4月1日に幼保連携型認定こども園を設置し運営を行う予定であった社会福祉法人夢工房（以下「夢工房」という。）は、平成28年6月24日に元理事長の不祥事が発覚して設置運営事業者を辞退した。

その後の対応について顧問弁護士と協議を重ね、本市は、浜風幼稚園舎の解体費用に係る補助金42,808,000円の交付を取消し、夢工房が辞退しなければ建設する必要がなかったプレハブ園舎の建設及び撤去費用50,000,000円の支払を求め、一方で夢工房は、補助金の取消を撤回するよう求め、本市が行ったプレハブ園舎の建設及び撤去に係る費用は損害賠償の範囲外であり支払うべきものではないと主張し、両者の間で争いが生じた。

夢工房と話し合いを続けるとともに、改めて顧問弁護士と協議をした結果、違約金28,912,872円が納付済であることも考慮して、双方に債権債務がないとすることが相当であると判断し、顧問弁護士を代理人として合意書の調印に至った。

2 事件の概要

時 期	内 容
平成28年4月	夢工房を幼保連携型認定こども園の設置運営事業者として選定 土地使用貸借契約を締結
平成28年6月	夢工房が浜風幼稚園舎を解体
平成28年6月	夢工房が元理事長の不祥事により事業者を辞退
平成28年8月	別の事業者が平成29年4月に認可保育所を開設することが決定し、 本市が浜風幼稚園跡地にプレハブ園舎を建設することとなった。
平成28年12月	夢工房が土地使用貸借契約に基づく違約金28,912,872円を納付
平成29年1月	夢工房に対して、浜風幼稚園舎の解体費用に係る補助金42,808,000円の交付取消を通知

平成 29 年 2 月	夢工房より浜風幼稚園舎の解体費用に係る補助金の取消を撤回するよう求める書面を収受
平成 29 年 12 月	夢工房に対してプレハブ園舎の建設及び撤去費用 50,000,000 円の支払請求
平成 30 年 1 月	夢工房よりプレハブ園舎の建設及び撤去費用は、支払わない旨の書面を収受
平成 30 年 12 月	本市の顧問弁護士に夢工房との和解について委任